

さいたま新都心公共空間活用助成事業実施要綱

制定 令和 8 年 9 月 2 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント（以下「当エリアマネ」という。）が、さいたま新都心駅東西自由通路における公共空間の利活用及び賑わい創出に資する企画を公募し、審査を経て採択された企画（以下「採択企画」という。）に対して助成金を交付する「さいたま新都心公共空間活用助成事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象とする活動)

第 2 条 本事業の助成の対象は、さいたま新都心駅東西自由通路（別紙図面に定める使用許可範囲内。以下「対象場所」という。）において実施する、次の各号のいずれか又は複数に該当する企画とする。

- (1) まちの魅力向上・ブランド形成
- (2) 地域コミュニティの形成・交流促進
- (3) 地域文化・芸術・スポーツの振興
- (4) 滞留快適性の向上
- (5) 季節感や地域資源を活かした企画

(応募資格)

第 3 条 本事業への応募資格は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「応募者」という。）とする。
個人による応募は対象としない。

- (1) さいたま市内に所在する法人・団体
- (2) 継続して活動している、又は継続して活動しようとしている 3 人以上のグループ（法人格を有しない任意団体を含む。）

※前号のグループとして応募する場合は、応募申込書に代表者及び連絡先（担当名・連絡先）を明記しなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる者は、応募資格が無いものとし、かつ助成の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (4) その他の団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (5) 総会屋その他前各号に準ずる反社会的勢力に該当する者又はこれらと関係を有するもの

(助成の内容)

第 4 条 本事業の助成金額は、企画 1 件につき、実施予算の 2 分の 1 又は 15 万円のいずれか低い額を上

限とする。

2 助成する件数は、予算の範囲内で最大3件程度とする

3 本事業の予算原資は、30万円（公共空間利活用事業予算）とする。

（対象経費）

第5条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、採択企画の実施に直接必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画に関するチラシ・ポスター等のデザイン制作費及び印刷製本費
- (2) チラシ等の郵送費（電話・電子メール等の通信費は除く。）
- (3) 会場設営に必要な機材等の賃借料
- (4) 応募者のみでは対応が難しい会場設営・撤去、機材運搬等の委託費
- (5) 企画実施にあたって加入する保険料
- (6) 企画実施に必要な消耗品費・材料費
- (7) 外部講師等への謝礼
- (8) 企画運営のために雇用したアルバイト等の人件費
- (9) 打合せ・企画実施にかかる応募者側の交通費

2 次の各号に掲げる経費は、対象経費に含まないものとする。

- (1) 企画実施や打合せの際の飲食費
- (2) 電話・電子メール等の通信費（個人利用と活動利用の区別がつかないもの）
- (3) デジタルカメラ等、本企画に限らず長期間使用可能な備品の購入費
- (4) 前各号のほか、当エリマネが本企画の実施に直接必要な経費と認めないもの

（実施期間）

第6条 本事業により実施する企画の実施期間は、令和9年2月から令和10年3月までとし、1企画あたりの開催日数は最大15日間程度を目安とする。

2 開催日は、当エリマネとの協議により決定し、希望する期間に実施できない場合もある。

（応募の手続き）

第7条 応募者は、当エリマネが指定する日までに、応募申込書（第1号様式）及び企画書（第2号様式）（以下「提出書類」という。）を当エリマネに提出しなければならない。

（審査）

第8条 当エリマネは、提出書類による書類審査により、助成の可否及び助成する金額を決定する。必要に応じて応募者との面談を行うことができる。

2 審査にあたっては、提出書類に記載された応募者の活動実績を参考とする。

3 審査は、次の各号に掲げる項目について、各20点、計100点満点で評価し、これを基準に行う。

- (1) 目的・テーマとの適合性
- (2) 交流を生み出す効果

- (3) デザイン性
- (4) 地域との親和性
- (5) 独創性・新規性

(採択の決定及び通知)

第9条 当エリマネは、前条の審査結果に基づき採択の可否を決定し、応募者に対し速やかにその結果をさいたま新都心公共空間活用助成事業採択のお知らせ（第4号様式）をもって通知する。

(活動の実施及び報告)

第10条 採択された応募者（以下「採択者」という。）は、善良な管理者の注意をもって企画を実施し、助成金を他の用途に使用してはならない。

2 採択者は、事情の変更等により企画の実施が困難になった場合など、実施に問題が生じた場合は、速やかに当エリマネに報告しなければならない。

3 採択者は、企画実施後1週間以内に、実施報告書（第5号様式）、収支決算書（第6号様式）及び領収書等経費の支出を証する書類を当エリマネに提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 当エリマネは、前条の実施報告書及び関係書類の内容に瑕疵がないと認めるときは、これに基づき助成すべき最終的な金額を確定した上で通知し（第7号様式）、採択者は助成金交付請求書（第8号様式）を事務局宛に発行したのち、定める期日以内に助成金を交付する。

(助成の取消し)

第12条 採択者が次の各号のいずれかに該当するときは、当エリマネは採択及び助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号に該当すると判明したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - (3) 助成金を他の用途へ使用したとき
 - (4) 法令等に違反したとき、その他公序良俗に反する行為があったとき
 - (5) さいたま市又は当エリマネが企画の実施を不相当と判断したとき
 - (6) 前各号のほか、当エリマネが取り消すべきと判断する事実が判明したとき
- 2 前項の規定は、助成金の交付後においても適用があるものとする。

(保険及び損害の責任)

第13条 採択者は、企画の実施にあたり、万が一の事故等に備え、賠償責任保険等の保険に加入しなければならない。

2 当エリマネは、採択企画に対し、賠償責任保険等の保険に加入する（保険の種類・加入範囲は事務局にて定める）。

3 企画によって会場の設備や人身等に損害を与えた場合、また備品や路面に汚れなどを生じさせた場

合、その補償は採択者の責任とする。

（当エリマネの協力）

第 14 条 当エリマネは、採択企画に対し、次の各号の協力を行う。

- （1）場所の利用調整
- （2）関係機関との協議
- （3）広報協力（当エリマネ公式サイトへの掲載）
- （4）実施に向けた相談

（その他）

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、当エリマネが別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 9 月 2 9 日から施行する。